

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

都市計画の変更(四件)(都市計画課)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者(衛生課)

告 示

鳥取県告示第九百七十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名又は名称 森沢石油有限公司	代表者の氏名 森沢 照秋	主たる事務所又は事業所の所在地 鳥取市吉岡温泉町八九五-一	取消しの年月日 平成二年十二月一日
--------------------	-----------------	----------------------------------	----------------------

鳥取県告示第九百七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊藤歯科医院	鳥取市栄町四〇一	平成二年十一月十五日
三宝薬局	鳥取市扇町五七一	"
常田調剤薬局	鳥取市西町三丁目一〇	"
エフワン診療所	鳥取市吉成二丁目一四―二一	平成二年十一月二十二日
田中医院	米子市錦町一丁目七六	平成二年十一月二十一日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目一三	平成二年十一月二十日
田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八―二	平成二年十一月二十四日
荒木医院	境港市松ヶ枝町三七	平成二年十一月二十一日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六―一	平成二年十一月一日
山形歯科医院	鳥取市松並町二丁目五二八―一	平成二年十一月十五日
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一本二六一―二	平成二年十一月十六日
医療法人社団佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九七	平成二年十一月六日
岡本歯科医院福山診療所	倉吉市福山一三五	平成二年十一月九日
福島歯科医院	倉吉市伊木二四一―一三	"
岡本歯科医院浦安診療所	東伯郡東伯町大字浦安一〇二―二	"

鳥取県告示第九百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を平成二年十二月十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業島地区農道整備）を平成二年十二月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規

定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・四・八号宮下十六本松線及び三・四・十七号

秋里松並線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・八号宮下十六本松線

削除する部分

鳥取市秋里字藪ヶ土手

変更する部分

鳥取市秋里字宮ノ出口、字松下、字皆竹畑及び字東皆竹

2 三・四・十七号秋里松並線

追加する部分

鳥取市秋里字松下、字瀬戸田、字皆竹畑、字村下及び字三島

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成二年十二月十四日から同月二十八日まで

鳥取県告示第九百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 九・六・一号布勢総合運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市桂見字白田、字狐殺、字五反田、字坂畑ヶ及び字家ノ前

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六 鳥取市役所

四 縦覧期間

平成二年十二月十四日から同月二十八日まで

鳥取県告示第九百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東郷都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園 六・五・一号東郷運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡東郷町大字川上字鍛冶屋谷、字隅田及び字宮ノ後並びに大字

高辻字天皇谷

三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡東郷町大字龍島五〇〇 東郷町役場

四 縦覧期間

平成二年十二月十四日から同月二十八日まで

鳥取県告示第九百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 四・五・一号海浜運動公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字今吉地内

三 都市計画の案の縦覧場所

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二―一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

平成二年十二月十四日から同月二十八日まで

鳥取県告示第九百八十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成二年十二月十七日から施行する。

平成二年十二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表株式会社鳥取銀行の項中

本	店	鳥取市弥生町
---	---	--------

株式会社山陰合同銀行
鳥取県庁支店

を

本	店	鳥取市永楽温 泉町	株式会社山 陰合同銀行
鳥取本通支店	鳥取市弥生町		鳥取県庁支 店

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二年第十六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年十二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 平成二年十二月十七日（月） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 平成三年新成人研修会の開催要領について

公 告

平成2年12月4日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成2年12月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

倉 本 正 雄	井 上 浩	佐々木 史
西 村 好 美	松 尾 正 和	内 田 勇 郎
高 見 英 一	山 本 陽 子	稲 田 俊 治
進 木 繁 樹	門 田 純 子	
2 農業用品	毒物劇物取扱者試験の合格者	
井 口 修 平	田 谷 晶 夫	池 田 恵 美 子

山古	龜北	上齊	馬吉	石佐	野野	安々	佐々
中田	井尾	田尾	野田	賀野	木口	岡岡	木々
秀	宏	壽正	史大	理幸	嘉由	富正	まり
紀	勲	倫夫	宏憲	幸収	子啓	樹美	子美
武	德	福林	田高	保塚	横福	興	杉
田	田	原中	力田	根山	岡田	原	
匡		俊昭	義武	圭浩	浩国	順	
史	勤	稔宏	人博	司司	実美	雄規	
萩	有	福松	西田	水山	鋤福	景西	
原	福	田本	田中	田下	崎本	山村	
富	士	秋	真	妙	敦	昌	友
滋	一	誠	美	之	規	哉	春
							浩
							巧

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】